

第3編 実施計画事業

- 第3編では、後期基本計画で示す7つの分野ごとに、本市の将来都市像を実現するための主要な事業を掲げています。
- これらの事業の選定に当たっては、後期基本計画「第3部 分野別計画」各章各節に掲げる「目指す方向性」及び「施策展開」への貢献がより期待できる事業を第一とし、事業の有効性、効率性、公平性を考慮しています。
- また、事業の推進に当たっては、社会経済情勢や市民ニーズの変化に的確に対応するため、PDCAサイクルに基づく計画の進行管理を行い、継続的に改善・見直しを検討し、毎年度の予算編成に反映するなど、弾力的に取り組んでいきます。

第1章 環境・アメニティの分野

➤施策展開の方向（基本構想より）

安らぎと潤いある環境を守り育てる

- 環境への負荷の少ない持続可能な社会の実現に向けて、環境意識の向上に努めるとともに、市民、事業者、行政が連携しながらそれぞれの役割と責任を果たします。
- 公害の防止、廃棄物の発生・排出の抑制、資源の循環利用やエネルギーの有効利用を進めます。
- 見沼田圃や河川など、自然とふれあえる緑と水の空間の保全、再生、創出を進めながら、多様な生態系の保全を図ります。また、緑と水の拠点づくりやネットワーク化などによって、その活用を図ります。
- 地域の特性や多様性を尊重しつつ、調和のとれた美しい街並みや魅力ある都市景観の形成を進めます。

➤施策体系（後期基本計画より）

第1節 地域から取り組む「環境への負荷の少ない持続可能な社会」の実現

- (1) 環境負荷の少ないまちづくり
- (2) 環境の保全と創造に向けた環境教育や活動の推進
- (3) 良好な生活環境の確保
- (4) 再生可能エネルギー等の導入促進
- (5) 次世代自動車・スマートエネルギー特区を活用した「環境未来都市」の実現

第2節 ともに取り組み、参加する めぐるまち（循環型都市）の創造

- (1) 廃棄物の3R（発生抑制・再利用・再生利用）の推進
- (2) 廃棄物の循環利用と適正処理の推進

第3節 人と自然が共生する緑豊かな美しい都市の創造

- (1) 水と緑の保全と再生
- (2) 見沼田圃の次世代への継承
- (3) 魅力ある都市景観の形成

第1章第1節 地域から取り組む「環境への負荷の少ない持続可能な社会」の実現

◆目指す方向性（後期基本計画より）

誰もが環境の保全と創造に関心を持ち、意欲的に取り組むことで、さわやかな空ときれいな水のある環境負荷の少ないまち、地球規模の環境問題に地域から行動する環境先進都市を目指します。

◆施策展開（後期基本計画より）

- （１）環境負荷の少ないまちづくり
- （２）環境の保全と創造に向けた環境教育や活動の推進
- （３）良好な生活環境の確保
- （４）再生可能エネルギー等の導入促進
- （５）次世代自動車・スマートエネルギー特区を活用した「環境未来都市」の実現

◆実施計画事業

事業名・事業概要・所管課	目標指標	現状 (平成25年度末)	計画目標 (平成29年度末)
地球温暖化対策実行計画の推進 「さいたま市地球温暖化対策実行計画(区域施策編・事務事業編)」に基づき、市域及び市有施設の温室効果ガス排出量の削減を目指し、再生可能エネルギーの導入促進や省エネルギー化の推進、地球温暖化防止キャンペーンなどの普及啓発を行います。 また、一定規模以上の事業者に対して、環境負荷の現況報告及び低減計画の提出を求めるとともに、事業者からの相談に応じ、指導を行います。 [地球温暖化対策課]	市有施設における温室効果ガス排出量	87,004t-CO ₂ /年度(平成21年度)	71,386t-CO ₂ /年度(平成29年度)
	環境負荷低減計画提出者数	106件/年度	518件(平成26～29年度累計)
エコ・モビリティ推進事業（再掲4章3節） 自動車等による大気汚染物質や二酸化炭素の排出削減のため、「さいたま市交通環境プラン」に基づき、自動車から公共交通機関等への転換を促進するとともに、エコドライブを推進します。 [環境対策課]	エコドライブ等の啓発事業の開催回数	5回/年度	20回(平成26～29年度累計)

事業名・事業概要・所管課	目標指標	現状 (平成 25 年度末)	計画目標 (平成 29 年度末)
環境教育・学習推進事業 子どもから高齢者まで、一人ひとりが環境に関心を持ち、環境の保全や創造につながる行動を自主的かつ意欲的に実践するきっかけとなるよう、環境保全標語・ポスター作品コンクールの開催や、既存の公共・民間施設(ごみ焼却施設、リサイクル施設等)を活用した環境教育拠点の充実に取り組むなど、環境教育・学習を推進します。 [環境総務課]	環境保全標語・ポスター作品コンクール応募者数	1,504 人／年度	8,000 人(平成 26～29 年度累計)
	環境教育拠点施設数	17 施設	20 施設(3 施設増)
環境コミュニケーション等推進事業 事業者が実施している環境負荷低減活動や環境保全対策などについて、市民や行政との対話を通じて伝えていくことで、関係者が正確な情報を共有し、相互理解を深め、信頼関係の構築を図るための環境コミュニケーション等の取組を推進します。 また、ダイオキシン類等の健康に影響を及ぼすおそれのある物質等の調査及び監視体制の強化を行います。 [環境対策課]	環境コミュニケーション等新規開催事業所数	20 事業所	28 事業所(8 事業所増)
	一般環境調査項目適合率	100%	100%
新エネルギー政策推進事業 「さいたま市エネルギー・スマート活用ビジョン～新エネルギー政策～」に基づき、エネルギーセキュリティの確保や、エネルギーの高効率利用が図られた低炭素なまちづくりを推進するため、再生可能エネルギーや未利用エネルギーの活用及び省エネルギー対策を推進します。 [地球温暖化対策課・環境未来都市推進課・配水課]	市有施設(学校除く)への太陽光発電設置	27 施設	53 施設(26 施設増)
	全市立学校への太陽光発電設備及び蓄電池の設置	31 校	164 校(133 校増) (平成 27 年度)
	メガソーラーの誘致	1 か所(岩槻区川通地区)	2 か所(1 か所増)
	小水力発電設備	4 基	6 基(2 基増)

第 1 章第 1 節

事業名・事業概要・所管課	目標指標	現状 (平成 25 年度末)	計画目標 (平成 29 年度末)
環境未来都市推進事業（再掲 5 章 2 節） 二酸化炭素削減等を目的とする電気自動車（EV）の普及施策「E-KIZUNA Project」を推進するとともに、国から地域指定を受けた「次世代自動車・スマートエネルギー特区」における事業として、「ハイパーエネルギーステーションの普及」、「スマートホーム・コミュニティの普及」、「低炭素型パーソナルモビリティの普及」の三つの重点プロジェクトを実施します。 [環境未来都市推進課・産業展開推進課]	ハイパーエネルギーステーションの普及	2 か所(クリーンセンター大崎、やまぶきエネルギーパーク)	100 か所（平成 28 年度）
	スマートホーム・コミュニティの普及	1 か所（桜区）	2 か所（1 か所増） （平成 28 年度）
	低炭素型パーソナルモビリティの普及	—	50 台(平成 28 年度)

◆関連する個別計画

- ・さいたま市環境基本計画
- ・さいたま市環境教育基本方針
- ・さいたま市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）
- ・さいたま市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）
- ・さいたま市エネルギー・スマート活用ビジョン～新エネルギー政策～
- ・さいたま市交通環境プラン

第1章第2節 とともに取り組み、参加する めぐるまち（循環型都市）の創造

◆目指す方向性（後期基本計画より）

市民、事業者、行政が連携・協力し、Reduce（リデュース）、Reuse（リユース）、Recycle（リサイクル）の3Rを積極的に進め、ごみを減量し、適切に資源を有効活用して、環境負荷の少ないめぐるまち（循環型都市）の実現を目指します。

◆施策展開（後期基本計画より）

- （１）廃棄物の3R（発生抑制・再利用・再生利用）の推進
- （２）廃棄物の循環利用と適正処理の推進

◆実施計画事業

事業名・事業概要・所管課	目標指標	現状 (平成25年度末)	計画目標 (平成29年度末)
ごみ減量・リサイクル事業 市民への出前講座等による啓発活動や生ごみ処理器等購入費補助などを通じて3R(発生抑制・再利用・再生利用)を推進し、一般廃棄物の適正処理を図ります。 [資源循環政策課・廃棄物対策課・環境施設課]	一人1日当たりのごみ排出量	946g(平成24年度)	887g
	総排出量に対する最終処分比率	7.0%(平成24年度)	5.5%
	出前講座等による啓発活動の回数	70回/年度	100回/年度(平成29年度)
産業廃棄物適正処理推進事業 事業者に対する指導・啓発により、産業廃棄物の適正処理と3R(発生抑制・再利用・再生利用)を推進します。 また、不法投棄に対する監視体制を強化し、市民の良好な生活環境を確保します。 [産業廃棄物指導課]	多量排出事業者の再生利用率	再生利用率38%(平成24年度)	再生利用率40%
	適正処理に係る講習会の開催回数	2回/年度	10回(平成26～29年度累計)
	不法投棄件数	1,258件/年度	1,130件/年度(平成29年度)
	産業廃棄物管理票(マニフェスト)の電子化率	45%(平成24年度)	65%(平成28年度)

第 1 章第 2 節

事業名・事業概要・所管課	目標指標	現状 (平成 25 年度末)	計画目標 (平成 29 年度末)
廃棄物適正処理・処分推進事業 老朽化した既存のごみ焼却施設の統廃合に伴う新クリーンセンターの整備、及び東部環境センターの更新に伴う新サーマル(熱)エネルギーセンターの整備により、効率的なごみの処理体制を構築し、焼却時に発生する熱エネルギーの回収や焼却灰の資源化などの廃棄物の循環利用を推進します。 [環境施設課・新クリーンセンター建設準備室]	新クリーンセンター整備	工事施工中	稼働
	新サーマルエネルギーセンター整備（東部環境センター更新）	事業化手法の検討	工事施工中
	総排出量に対する最終処分比率	7.0%（平成 24 年度）	5.5%

◆関連する個別計画

- ・さいたま市環境基本計画
- ・第 3 次さいたま市一般廃棄物処理基本計画
- ・さいたま市産業廃棄物処理指導計画

第1章第3節 人と自然が共生する緑豊かな美しい都市の創造

◆目指す方向性（後期基本計画より）

見沼田圃や荒川など多様な動植物が生息する自然環境の保全・活用・再生、都市緑化の推進と身近な水辺環境の保全・創出とともに、個性豊かで魅力ある景観を形成することにより、人と自然が共生する緑豊かな美しいまちを目指します。

◆施策展開（後期基本計画より）

- （１）水と緑の保全と再生
- （２）見沼田圃の次世代への継承
- （３）魅力ある都市景観の形成

◆実施計画事業

事業名・事業概要・所管課	目標指標	現状 (平成 25 年度末)	計画目標 (平成 29 年度末)
自然環境・水環境保全事業 多様な動植物が生息する自然環境や、市民の安全・安心、快適な生活環境を保全するため、特定外来生物及び有害鳥獣の防除を行います。 また、「さいたま市水環境プラン」に基づき、公共用水域の水質の調査、改善、雨水の有効利用に取り組むとともに、水辺のサポート制度等による市民の参画を推進します。 [環境総務課・環境対策課]	特定外来生物(アライグマ等)被害に関する相談への対応率	100%	100%
	有害鳥獣(特定外来生物を除く)被害に関する相談への対応率	100%	100%
	河川調査地点数	23 地点／年度	23 地点／各年度
	公共施設への雨水貯留タンク設置数	29 基	104 基 (75 基増)
	水辺のサポート制度の参加者 (延べ人数)	847 人／年度	1,187 人／年度 (平成 29 年度)
自然環境を形成している緑地の保全・整備事業 市民の快適な生活環境を確保するため、「都市緑地法」「さいたましみどりの条例」に基づき、良好な自然環境を有する樹林地、水辺地などを公開型の緑地として保全します。 また、特に貴重な緑地については、公有地化を図ります。 [みどり推進課]	保全・整備した公開型緑地	34 か所	39 か所 (5 か所増)

第 1 章第 3 節

事業名・事業概要・所管課	目標指標	現状 (平成 25 年度末)	計画目標 (平成 29 年度末)
サクラサク見沼田んぼプロジェクト推進事業 見沼田圃をステージに「日本一の桜回廊」の実現を目指し、桜に囲まれた魅力ある田園空間と自然環境豊かな都市空間づくりを推進し、地域の活性化につなげます。 [見沼田圃政策推進室]	桜回廊の延長	約 19.2 km	20 km以上 (平成 28 年度)
秋葉の森総合公園整備事業 (再掲 4 章 1 節) 緑に囲まれた良好な自然環境の中で、貴重な動植物を保護しつつ、自然と共存できる公園を整備します。 [都市公園課]	公園整備	南側ゾーンの整備方針の検討 (北側ゾーン開設済)	環境アセスメント調査の実施
高沼用水路整備事業(再掲 6 章 1 節) 高沼用水路東西縁(総延長約 5 km)の水辺環境整備を行い、市民と連携しながら、市民の憩いの場となる親水性の高い水辺空間づくりを進め、水と緑のネットワークの形成を図ります。 [河川課]	整備済延長	0.35 km	3.3 km
見沼田圃基本計画推進事業 豊かな自然環境や地域に伝わる歴史・伝統・文化など、見沼田圃の様々な地域資源の活用による農地・緑地の保全・再生や地域の活性化を目的とする「さいたま市見沼田圃基本計画」を推進するべく、「さいたま市見沼田圃基本計画アクションプラン」で定める重点的・優先的に取り組むべき施策や象徴的な取組となるプロジェクトを着実に実施します。 また、現行アクションプランの計画期間満了に併せ次期アクションプラン策定し、推進します。 [見沼田圃政策推進室]	アクションプランの着実な実施	32 事業の内、平成 24 年度目標の達成率 95% (平成 24 年度)	100% (平成 28 年度)
	次期アクションプランの策定及び着実な実施	検討	策定 (平成 28 年度)・推進

事業名・事業概要・所管課	目標指標	現状 (平成 25 年度末)	計画目標 (平成 29 年度末)
見沼田圃地域の公園整備 見沼田圃地域における既存の自然・歴史・文化をかけがえのない環境資産として次代に引き継ぎ、見沼田圃の保全・活用・創造を先導するため、緑の核となる公園整備を進めるとともに、新セントラルパークについては広域的な防災拠点としての活用を図ります。 [都市公園課]	新セントラルパークの整備	検討	環境アセスメント調査の実施
	加田屋地区自然環境公園整備事業	検討	推進
	見沼通船堀公園整備事業	事業中（一部開設済）	事業中（グラウンド移転）
環境美化推進事業 「さいたま市路上喫煙及び空き缶等のポイ捨ての防止に関する条例」の実効性を高めるため、路上喫煙禁止区域及び環境美化重点区域を環境美化指導員が巡回・指導するほか、駅前における路上喫煙、ポイ捨て防止の広報・啓発活動を行います。 また、市民参加による清掃活動を積極的に推進することにより、環境美化に対する市民意識の向上を図ります。 [資源循環政策課]	路上喫煙率 (7 駅：大宮駅、浦和駅、宮原駅、東大宮駅、北浦和駅、武蔵浦和駅、南浦和駅)	0.16%	0.10%
	ごみゼロキャンペーン参加団体数	773 団体／年度	820 団体／年度（平成 29 年度）
都市景観の形成 街並み景観に影響を与える大規模な建築物等に対する景観誘導及び住民の自主的な取組による景観形成への支援等を行うとともに、屋外広告物の規制誘導及び市民・事業者との協働による適正化を推進し、良好な都市景観の形成を図ります。 [都市計画課]	景観計画に基づく届出件数	142 件／年度	550 件（平成 26～29 年度累計）
	屋外広告物許可件数	567 件／年度	2,500 件（平成 26～29 年度累計）

◆関連する個別計画

- ・さいたま市環境基本計画
- ・さいたま市水環境プラン（改訂版）
- ・さいたま市都市景観形成基本計画
- ・さいたま市景観計画
- ・さいたま市緑の基本計画
- ・さいたま市緑の基本計画アクションプラン
- ・さいたま市見沼田圃基本計画
- ・さいたま市見沼田圃基本計画アクションプラン

第2章 健康・福祉の分野

➤施策展開の方向（基本構想より）

子育てを応援し、だれもが健やかに安心して暮らせる

- 未来を担う子どもたちが健やかに育つよう、家庭や地域社会と連携しながら、子育てのしやすい環境整備を進めます。
- 市民が積極的に心と体の健康づくりを進められるよう、地域に根づいた健康・長寿の保健・福祉・医療体制を充実していきます。
- 高齢者や障害のある人など、だれもが自由に活動できるよう、物理的、制度的、精神的な障壁を取り除き、バリアフリーの社会を築きます。
- 介護などについて家庭や地域社会が課題を共有するとともに、ボランティア団体、NGO・NPOや民間事業者も交えて多様なニーズにこたえられる保健福祉サービスを生み出し、互いに協力し支えあう地域社会を築きます。

➤施策体系（後期基本計画より）

第1節 子育てしやすい都市の実現

- （1）安心できる妊娠・出産と母子の健康づくり
- （2）未来を担う子どもの支援、参画の推進
- （3）家庭と地域の子育て力の向上

第2節 高齢となっても暮らしやすい都市の実現

- （1）高齢の方々の活躍の場づくり
- （2）高齢の方々が安心して快適に暮らせる都市づくり

第3節 誰もが地域の中で自分らしく暮らせる都市の実現

- （1）誰もが地域で共に暮らす権利を尊重し、暮らしていく環境づくり
- （2）地域で安心して生活できる都市づくり
- （3）自立と社会参加の仕組みづくり
- （4）生涯にわたる発達の支援

第4節 心身ともに健康で活力に満ちた社会の実現

- （1）健康で誰もが安心して長生きすることができる地域社会の実現
- （2）地域における主体的な健康づくりの推進
- （3）安心して暮らせる地域医療体制の充実
- （4）生活衛生と食品の安全性の向上

第2章第1節 子育てしやすい都市の実現

◆目指す方向性（後期基本計画より）

すべての子どもが、その個性を尊重され、健やかに育ち、自立し、社会で輝いて生きられるよう、子どもの幸せと命の尊さを第一に考える、地域社会の実現を目指します。

◆施策展開（後期基本計画より）

- （１）安心できる妊娠・出産と母子の健康づくり
- （２）未来を担う子どもの支援、参画の推進
- （３）家庭と地域の子育て力の向上

◆実施計画事業

事業名・事業概要・所管課	目標指標	現状 (平成 25 年度末)	計画目標 (平成 29 年度末)
子育て支援医療費助成事業 0歳から中学校卒業前までの乳幼児・児童に対し、子育てをしている家庭の経済的負担の軽減を図るため、医療費の一部負担金等の助成を行います。 [年金医療課]	対象者の受給資格登録率	97%	97%以上
妊婦・乳幼児健康診査 母体や胎児の健康保持、乳幼児の育児支援及び疾病等の早期発見のため、各種健康診査の充実を図ります。 また、乳幼児健康診査後の保健指導や相談、未受診フォローを行います。 [地域保健支援課]	妊婦健康診査 1 回目受診率	95.1% (平成 24 年度)	95.1%以上
	乳幼児健康診査受診率 (各健康診査受診率の平均)	92.8% (平成 24 年度)	92.8%以上
	幼児歯科健康診査受診率 (各健康診査受診率の平均)	73.1% (平成 24 年度)	73%以上
不妊治療支援事業 不妊に悩む夫婦等に対し、相談や情報提供を行うとともに、特定不妊治療費の一部助成を行うなど、総合的な支援を行います。 [地域保健支援課]	特定不妊治療費助成事業の助成件数	1,631 件(平成 24 年度)	推進

事業名・事業概要・所管課	目標指標	現状 (平成25年度末)	計画目標 (平成29年度末)
新生児マス・スクリーニング事業 新生児を対象にタンデムマス法を導入した先天性代謝異常症等の検査を行い、病気を早期発見し、治療に繋げるため、より高精度の検査体制の確立に努めるとともに、医療機関と連携し状況により保護者への支援を行います。 [地域保健支援課・保健科学課]	検査項目数	24 項目	45 項目 (21 項目増)
児童虐待防止対策事業 児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援、家族の再統合までの切れ目ない総合的な支援を充実するとともに、子どもの権利に関する意識啓発を行います。 併せて、医療機関など関係機関との連携強化により、早期に育児不安等の軽減を図り、虐待の予防に取り組めます。 [子育て支援課・児童相談所・地域保健支援課]	家族支援ケースカンファレンスの実施回数	52 回／年度 (平成 24 年度)	220 回 (平成 26～29 年度累計)
	入所措置を行う児童のうち、里親への委託割合	21.8% (平成24年度末)	27%
	子ども虐待ハイリスク妊産婦地域支援事業及び周産期からの虐待予防強化事業の協力医療機関数	13 医療機関	16 医療機関 (3 機関増)
児童養護施設等整備推進事業 保護者のいない児童等の養護及び自立支援を行う施設の整備を推進します。 [子育て支援課]	乳児院数	1 か所	2 か所 (1 か所増)
子どもの社会参画推進事業 (再掲5章3節、7章2節) 遊びを通して、体力、運動能力、学力、判断力、コミュニケーション力など「子どもに必要な力」を磨くことで、子どもの自己肯定感を育て、まちづくりへの参画意識を醸成するため、子どもがつくるまち事業等を実施します。 [子育て企画課]	実施団体数	1 団体	3 団体／年度 (平成 29 年度)
	実施した区	3 区	7 区／年度 (平成 29 年度)
(仮称)さいたま市子ども総合センター整備事業 総合相談機能、専門相談機能、「地域の子育て」支援機能、企画・研究機能、世代間交流・活動拠点機能の5つの機能を持つ、(仮称)さいたま市子ども総合センターを整備します。 [子ども総合センター開設準備室]	(仮称) 子ども総合センター	基本設計	開設

第2章第1節

事業名・事業概要・所管課	目標指標	現状 (平成25年度末)	計画目標 (平成29年度末)
子育て支援拠点施設整備・運営事業 子育て家庭の負担感、不安感を軽減するため、育児相談や保護者の交流が気軽にできる仕組みや場所を提供し、子育てが楽しく行える「子育て支援センター」など環境づくりを実施します。 [子育て支援課・幼児政策課・保育課]	一時預かり実施施設数	1 か所	3 か所 (2 か所増)
	既存施設の利用環境整備	—	2 か所
	保育所併設型施設数	48 施設	52 施設 (4 施設増)
	子育て支援拠点施設が設置されている小学校区の割合	76.7%	80.6%
子育てパパ応援プロジェクト事業 (再掲3章2節、7章1節) 父親が子育てに参加できる環境づくりを進めるとともに、父親が子どもとふれあう機会や育児について考える機会を提供し、父親の子育て参加を進めます。 また、親が自分自身や子育てについて改めて考える機会を通じて、親としての成長を支援し、親同士の交流を図るため、親の学習事業を実施します。 [子育て企画課・子育て支援課・幼児政策課・保育課・生涯学習総合センター]	1 日保育士・幼稚園教諭体験参加者数	2,369 人／年度	8,530 人 (平成26～29年度累計)
	父親向け講座・イベント等の参加者及び父親の施設利用者数	5,000 人	7,000 人
	親の学習事業への男性参加者の割合	5.1%	15%
ひとり親家庭等福祉事業 (再掲5章3節) ひとり親家庭等の就業・自立を促進するため、就業や生活等に関する各種相談に応じるほか、切れ目のない就業支援サービスの提供を行います。 [子育て支援課]	就業支援講習会における介護職員初任者研修の参加者数	7 人	30 人／各年度
	ひとり親家庭高等技能訓練促進費・生活支援給付金支給事業の支給対象者における養成機関修了者の常勤就職・進学率	88% (平成24年度)	90%
認可保育所整備事業 女性の社会進出を進め、子育てと仕事の両立を目指し、民間活力を利用した認可保育所設置を推進し、保育の受入枠を拡大することにより、保育所入所待機児童の解消を図ります。 [幼児政策課]	認可保育所定員	13,655 人 (平成26年4月)	16,583 人 (平成29年4月)

事業名・事業概要・所管課	目標指標	現状 (平成25年度末)	計画目標 (平成29年度末)
子ども・子育て支援新制度移行・新設整備推進事業 平成27年度に施行予定の新制度に対応して、認可保育所の整備が進まない駅前などの市街地を中心に、既存の市認定保育施設から認可保育所及び小規模保育や家庭的保育などの地域型保育給付対象事業への移行及び新設整備を推進するとともに、質の高い保育を安定的に継続して提供し、保育所入所待機児童の解消を図ります。 [幼児政策課・保育課]	認可保育所移行施設数	—	11 か所 (平成27～28年度累計)
	小規模保育事業定員数 (既存施設からの移行及び新設を含む)	—	665 人
	家庭的保育事業等実施個所数	—	9 か所 (平成27～28年度累計)
病児保育事業・障害児保育事業 医療機関又は保育施設に併設した専用スペースで、病気又は病气回復期にある児童を一時的に保育する病児保育実施施設を拡充します。 また、発育や発達に遅れのある児童を幅広く受け入れる民間保育所の拡充を図ります。 [幼児政策課・保育課]	病児保育室施設数	6 か所	10 か所 (4 か所増)
	障害児保育実施民間保育所数	24 か所	36 か所 (12 か所増)
私立幼稚園預かり保育推進事業 私立幼稚園において保育所相当時間の預かり保育を実施し、就労を希望する保護者へ保育の受け入れ先を拡大することで、保育所入所待機児童の解消を図ります。 [幼児政策課]	11 時間開所の施設数	4 園	32 園 (28 園増)
保育コーディネーター事業・保育コンシェルジュ事業 保育コーディネーターによる市内の認可保育所、市認定保育施設、認可外保育施設等に対する相談支援を行い、保育の質の向上を図ります。 また、保育コンシェルジュを配置し、保護者への保育サービスの情報提供や、保護者の就労状況やニーズを踏まえながら保育施設や保育サービスと保護者を適切に結びつけます。 [幼児政策課・保育課]	保育コーディネーター ※保育コンシェルジュについては、全区配置済	3 人	全区配置

第2章第1節

事業名・事業概要・所管課	目標指標	現状 (平成25年度末)	計画目標 (平成29年度末)
保育・幼児教育の推進 就学前の子どもより良い教育を推進するために、幼稚園・保育所等・小学校の間で保育や教育に携わる者の新たな交流を進めます。 [幼児政策課]	交流者合計人数	70人／年度	1,430人(平成26～29年度累計)
放課後児童健全育成事業 小学校就学児の保護者が、就労等で児童を保育できない場合に、放課後や学校休業日に家庭に代わる生活の場を確保し、児童の健全な育成を図るとともに、保護者の仕事と家庭の両立を支援する放課後児童クラブについて、民設放課後児童クラブの拡充により待機児童の解消を図ります。 [青少年育成課]	放課後児童クラブ受入可能児童数	378人増／年度 (平成26年4月)	420人増／年度(平成30年4月)
	放課後児童クラブ施設数	192施設 (平成26年4月)	240か所(48施設増 ※平成30年4月)

◆関連する個別計画

- ・さいたま子ども・青少年希望(ゆめ)プラン(次世代育成支援対策行動計画(後期))

第2章第2節 高齢となっても暮らしやすい都市の実現

◆目指す方向性（後期基本計画より）

誰もが自立と尊厳を保ちつつ、生涯にわたって地域社会で安心して長生きできる、支え合いとふれあい豊かな活力あるまちを目指します。

◆施策展開（後期基本計画より）

- （１）高齢の方々の活躍の場づくり
- （２）高齢の方々が安心して快適に暮らせる都市づくり

◆実施計画事業

事業名・事業概要・所管課	目標指標	現状 (平成 25 年度末)	計画目標 (平成 29 年度末)
介護予防事業 高齢者が元気に過ごせるように、医療機関や地域包括支援センターと連携して、生活機能評価などの受診率の向上に努め、要介護（要支援）になるおそれがあると判定された高齢者には、二次予防事業への参加を促します。 また、生活機能評価において、元気な高齢者と判定された人には、一次予防事業への参加を促します。 [高齢福祉課]	一次予防事業参加者数	30,020 人／年度（平成 24 年度）	39,000 人／年度（平成 29 年度）
	二次予防事業参加者数	1,392 人／年度（平成 24 年度）	1,800 人／年度（平成 29 年度）
	介護予防水中運動教室参加者数	196 人／年度	210 人／年度（平成 29 年度）
介護予防高齢者住環境改善支援事業（再掲 6 章 3 節） 高齢者が要支援・要介護状態となることを予防するため、要介護となるおそれの高い状態にある高齢者の居住環境の改善に要する経費を助成します。 [高齢福祉課]	補助金交付件数	19 件／年度	30 件／年度（平成 29 年度）

第2章第2節

事業名・事業概要・所管課	目標指標	現状 (平成25年度末)	計画目標 (平成29年度末)
シルバーポイント事業 高齢者の健康づくり活動の促進等のための「長寿応援制度」及びボランティア活動促進のための「介護ボランティア制度」(特定の健康づくり等の活動や介護ボランティア活動をした一定年齢以上の市民に特典付のポイントを付与)からなる「シルバーポイント事業」について、市民が利用しやすいよう見直しを検討しながら実施します。 [高齢福祉課]	介護ボランティア制度登録者数	5,855 人	11,600 人 (5,745 人増)
	長寿応援制度登録者数	17,543 人	33,300 人 (15,575 人増)
アクティブチケット交付事業 公共施設等を無料又は割引料金で利用できるアクティブチケットを、①75 歳以上、②介護ボランティア制度のポイント交換者、③長寿応援制度のポイント交換者、④一次・二次介護予防事業の各教室の参加者に交付し、事業に対する市民の理解を図るとともに、高齢者の外出機会の増加、閉じこもり防止や介護予防に取り組めます。 [高齢福祉課]	アクティブチケット利用枚数	15,118 枚／年度	21,000 枚／年度 (平成29年度)
	利用可能施設等	15 か所	27 か所(12 か所増) (民間施設含む)
シルバー元気応援ショップ事業 市内 65 歳以上の方に配布している「シルバーカード」を提示することによって、市内外の店舗で割引などの優待が受けられるシルバー元気応援ショップ制度の協賛店を拡大します。 [高齢福祉課]	協賛店舗数	1,213 店舗	1,400 店舗 (187 店舗増)

事業名・事業概要・所管課	目標指標	現状 (平成 25 年度末)	計画目標 (平成 29 年度末)
シニアの社会参加促進事業（再掲 3 章 2 節、5 章 3 節） 社会経験豊かな方々が生涯にわたって社会参加できる機会を確保するため、①シニアユニバーシティ、②シルバーバンク、③シルバー人材センターの各事業を実施するとともに、各事業の連携を強化します。 [高齢福祉課]	シニアユニバーシティ学生、大学院生のシルバーバンク又はシルバー人材センターへの登録者数	39 人	260 人(平成 26～29 年度累計)
	シニアユニバーシティ活動ステーション稼働率	51.2%	75.0%
	シルバーバンク事業マッチング成功件数	670 件／年度	700 件／年度(平成 29 年度)
	シルバー人材センター会員数	5,060 人	6,000 人
	シルバー人材センター就業率	81.6%	90%
公認グラウンド・ゴルフ場整備事業 健康増進や生きがいづくりを推進するため、公認グラウンド・ゴルフ場を整備します。 [高齢福祉課]	公認グラウンド・ゴルフ場整備	基本設計	開所(平成 28 年度末)
介護保険関連施設等整備促進事業 在宅での介護が困難な高齢者が必要なサービスを受けられるよう、民間事業者による介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)や介護老人保健施設の整備を促進します。 [介護保険課]	特別養護老人ホームの合計定員数	4,215 人(平成 24 年度)	6,209 人
	介護老人保健施設の合計定員数	2,592 人(平成 24 年度)	3,148 人
認知症高齢者等総合支援事業 認知症高齢者やその家族を支援するため、医療・介護・福祉の連携強化、早期発見・対応の仕組みの構築、介護専門職等への研修、地域住民の理解を促進するための活動など、各種取組を実施します。 [高齢福祉課]	認知症サポーター養成数	29,821 人	40,000 人(10,179 人増)
介護者支援体制充実事業 介護する人への支援体制を充実するため、介護者同士の交流の機会を拡大する介護者サロンの増設、介護者カフェの開催、新たな地域包括支援センターの整備を行います。 [高齢福祉課]	介護者サロン実施回数	281 回／年度	550 回／年度(平成 29 年度)
	介護者カフェ実施数	未実施	4 か所／年度(平成 29 年度)
	地域包括支援センター数	26 か所(市域を 26 圏域に分けて設置)	27 か所(圏域を一部再編し、1 か所増)

第 2 章第 2 節

事業名・事業概要・所管課	目標指標	現状 (平成 25 年度末)	計画目標 (平成 29 年度末)
支え合いのネットワーク事業（再掲 7 章 2 節） 地区社会福祉協議会単位に高齢者地域ケアネットワークを構築するため、地域での見守り活動などに対する助成や、単身高齢者等の生活上の困りごとを市民参加で支援する生活支援サポーター事業を実施します。 地域包括支援センター主催による日常生活圏域単位で開催される地域支援個別会議のワーキンググループでの検討により、地域包括ケアシステムの構築を推進します。 [高齢福祉課]	見守り体制の確立	検討	全地区実施
	ネットワークを構築した地区社会福祉協議会数	30 地区	47 地区(17 地区増)
	地域支援個別会議	あり方の検討	27 地区開催／年度 (平成 29 年度)
24 時間訪問介護サービス推進事業 高齢者が要介護状態になった場合でも、引き続き在宅で暮らし続けることができるように、民間事業者による 24 時間訪問介護サービスを市内全域で提供する環境を整備します。 [介護保険課]	サービスが提供される地域の割合	70%	100%（平成 28 年度）

◆関連する個別計画

- ・さいたま市第 2 期保健福祉総合計画〔地域福祉計画〕
- ・さいたま市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

第2章第3節 誰もが地域の中で自分らしく暮らせる都市の実現

◆目指す方向性（後期基本計画より）

誰もが権利の主体として互いに尊重し、障害のあるなしに関係なく、自らの主体性をもって安心して生活を送ることができる地域社会を目指します。

◆施策展開（後期基本計画より）

- （１）誰もが地域で共に暮らす権利を尊重し、暮らしていく環境づくり
- （２）地域で安心して生活できる都市づくり
- （３）自立と社会参加の仕組みづくり
- （４）生涯にわたる発達の支援

◆実施計画事業

事業名・事業概要・所管課	目標指標	現状 (平成 25 年度末)	計画目標 (平成 29 年度末)
障害者の権利の擁護の推進事業 障害者への差別や虐待に対して、行政と各関係機関が連携して被害者等への支援を行い、処遇が困難な事案については、専門職からの助言を受けながら対応します。 また、障害者への差別を解消するため、必要な配慮をまとめたガイドラインを作成し活用するなど、虐待・差別の防止や「さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」とその理念の周知啓発に取り組みます。 [障害福祉課]	保護が必要な虐待事案のうち、保護を実施した割合	72.7%	100%
	ガイドラインの作成	検討	改定・活用
ノーマライゼーション条例推進事業 障害のある人もない人も共に安心して地域社会で暮らすことができるよう、市民に「さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」やその理念を広く普及するため、障害者の権利擁護及び障害に対する理解を深めるためのイベント等、各種取組を実施します。 [障害福祉課]	障害のある人もない人も参加できる各種スポーツイベントへの合計来場者数	1,700 人／年度	11,300 人（平成 26～29 年度累計）

第2章第3節

事業名・事業概要・所管課	目標指標	現状 (平成25年度末)	計画目標 (平成29年度末)
障害者相談支援体制整備事業 障害者の生活全般にわたる相談支援並びに障害者差別及び虐待事案への対応などに関する支援を円滑に実施します。 また、障害福祉サービスを利用する全ての障害児者に対して計画相談支援が実施できる体制を整備します。 [障害福祉課]	支援員一人あたりの相談者数	98名／人	80名／人
	権利擁護支援員の配置	6区	全区
	計画相談支援実施体制	設計	構築
障害者の社会参加推進事業 障害者の外出時の移動の支援や意志疎通が困難な方に対するコミュニケーションの支援、スポーツなどの余暇活動の支援等を行い、障害者の地域で自立した生活及び社会参加を促進します。 [障害福祉課]	移動支援事業所整備数	—	20事業所増（平成26～29年度累計）
グループホーム設置促進事業 自立生活を望む障害者のための生活支援体制を整えるため、グループホームの設置促進を図るとともに、法定外の施設である生活ホームについて、法定のグループホームへの移行を促進します。 [障害福祉課]	グループホームの定員数	208人	286人（78人増）
障害者援護施設整備促進事業（再掲5章3節） 在宅及び特別支援学校卒業後の障害者の社会的自立を支援するため、指導や訓練などを行う障害福祉サービス事業所の整備を行います。 [障害福祉課]	障害福祉サービス事業所整備数	11施設	16施設（5施設増）
	重症心身障害者等の受入施設数	2施設	5施設

事業名・事業概要・所管課	目標指標	現状 (平成25年度末)	計画目標 (平成29年度末)
障害者就労支援事業（再掲5章3節） 障害者が、その意欲と能力と適応に応じて、生きがいと希望を持って働くことができるよう、就労に関する情報提供・相談体制の整備、能力開発や訓練の機会の拡充及び雇用の場の開拓など、障害者の雇用の促進に取り組みます。 また、障害者就労施設に通所する障害者の収入の底上げや職業の安定を図り、地域で自立した生活を送るための取組を行います。 [障害福祉課・障害者総合支援センター]	障害者の一般就労数	160 人／年度	190 人／年度（平成29 年度）
	障害者就労施設における平均月額工賃	17,000 円	20,000 円
特別支援教育推進事業（再掲3章1節） 「さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例（ノーマライゼーション条例）」や中央教育審議会から報告された「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」を踏まえた「第2次さいたま市特別支援教育推進計画」に基づき、共生社会の形成に向けた特別支援教育を推進するとともに、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加を促進するため、一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育を充実させます。 また、市立特別支援学校に在籍する児童生徒の医療的ケアや教育内容の充実を図り、適切な指導と支援を行い安全安心な学校づくりに取り組みます。 [指導2課]	特別支援学級設置数 (特別支援学級設置率)	61 校（38.1%）	125 校（64 校増） （78.1%）（平成29 年4 月）
	特別支援教育コーディネーター実践研修受講者	—	12 人（平成26～29 年度累計）
	小・中学校と特別支援学校の児童生徒の交流及び共同学習	希望者全員 ※平成25 年度希望者 125 人	希望者全員

第2章第3節

事業名・事業概要・所管課	目標指標	現状 (平成25年度末)	計画目標 (平成29年度末)
発達障害児（者）支援事業 発達障害児に対して、診断・検査・発達支援等を実施するとともに、効果的な支援体制及び支援方法を広く関係者・関係機関へ普及します。 また、発達障害及びその疑いがある子どもの早期発見を図り、早期の発達相談や専門的な相談などに応じ、医療・保健・福祉・教育等の関係機関と連携を図りながら、当事者とその家族へ生涯にわたる切れ目のない支援を行います。 [障害福祉課・障害者総合支援センター・総合療育センターひまわり学園総務課]	ペアレントメンター相談事業参加者数	29人／年度	90人（平成26～29年度累計）
	発達障害者社会参加事業プラン	策定	実施（平成26年度）・推進
	地域施設支援実施件数	109件／年度	130件／年度（平成29年度）
	保護者向け勉強会の開催回数	6回／年度	11回／年度（平成29年度）
	ペアレントトレーニング実施件数	8組／年度	24組／年度（平成29年度）
精神障害者支援事業 精神障害者への更なる支援を行うため、高次脳機能障害に対する相談体制を整備するとともに、精神障害者の退院促進支援に関する指針を策定し、指針に基づいた退院支援を展開します。 また、精神障害に関する正しい理解の啓発に取り組むとともに、区役所における精神保健福祉に関する相談や区役所職員への支援を行います。 [障害福祉課・障害者更生相談センター・こころの健康センター]	（仮称）精神障害者の退院促進支援に関する指針	検討	策定（平成26年度）
	（仮称）精神障害者退院促進支援指針に基づく退院支援実施者数	—	30人（平成26～29年度累計）

◆関連する個別計画

- ・さいたま市第2期保健福祉総合計画〔地域福祉計画〕
- ・さいたま市障害者総合支援計画
- ・「さいたま市誰もが共に暮らすための障害者の権利の擁護等に関する条例」の推進に関するアクション・プラン
- ・第2次さいたま市特別支援教育推進計画

第2章第4節 心身ともに健康で活力に満ちた社会の実現

◆目指す方向性（後期基本計画より）

市民一人ひとりが、自ら健康づくりに取り組み、地域社会で支えることで健康寿命の延伸を図り、地域医療体制の充実と生活衛生・食品の安全性の向上に取り組むことで、健康で誰もが安心して長生きすることができる地域社会の実現を目指します。

◆施策展開（後期基本計画より）

- （１）健康で誰もが安心して長生きすることができる地域社会の実現
- （２）地域における主体的な健康づくりの推進
- （３）安心して暮らせる地域医療体制の充実
- （４）生活衛生と食品の安全性の向上

◆実施計画事業

事業名・事業概要・所管課	目標指標	現状 (平成25年度末)	計画目標 (平成29年度末)
福祉のまちづくり推進事業（再掲4章1節） 「さいたま市だれもが住みよい福祉のまちづくり条例」に基づき、高齢者、障害者等をはじめとするすべての市民が安心して生活し、だれもが心豊かに暮らすことができる都市の実現に向け、ハード整備の基準及びソフト面における「心のバリアフリー」を啓発します。 そのための取組として、地域ぐるみで学びあう「モデル地区推進事業」を実施します。 [福祉総務課]	モデル地区推進事業参加者数	213人／年度	250人／年度（平成29年度）

第2章第4節

事業名・事業概要・所管課	目標指標	現状 (平成 25 年度末)	計画目標 (平成 29 年度末)
交通バリアフリー推進事業（再掲 4 章 3 節） 高齢者や障害者等の移動等の円滑化を図るため、「さいたま市バリアフリー基本構想」に基づき、鉄道駅を中心とした徒歩圏におけるバリアフリー化について、民間事業者及び関係機関との調整を図りながら、適切な進捗管理を行うとともに、市民等がバリアフリーに関する理解を深めるための事業を実施します。 [交通政策課]	鉄道駅のエレベーター整備率	81.8%（27 駅／33 駅） 【未整備駅】 南浦和駅、東大宮駅、岩槻駅、東宮原駅、今羽駅、吉野原駅	100%（平成 28 年度） （33 駅／33 駅）
	「バリアフリー基本構想」における各特定事業	—	推進
生活困窮者自立支援事業（再掲 5 章 3 節） 生活困窮者（生活保護受給者及び生活保護に至る前の段階にある者）等の経済的な自立のため、生活や就労等に関する包括的な支援を実施します。特に稼働能力のある生活困窮者については、ジョブスポットを活用した就労支援等を行い、困窮状態からの早期脱却を推進します。 また、平成 27 年度からは生活困窮者自立支援法に基づき、各区に生活困窮者の相談窓口を設置するなど、生活保護制度と一体的に、より有効な支援策を展開します。 [保護課]	ジョブスポット等を活用した就労支援	814 人／年度	2,600 人（平成 26～29 年度累計）
生活保護適正化対策事業 真に生活に困窮する方への適切な保護を実施するとともに、自立支援策を拡充します。また、不正受給や貧困ビジネスをなくすための施策を実施し、生活保護のより一層の適正化を図ります。 そのための取組として、生活保護を取り巻く状況や課題について全庁的に認識を共有し、関係部署との連携を強化します。また、「さいたま市被保護者等住居・生活・金銭管理サービス提供事業の業務の適正化等に関する条例」に基づく事業者への指導、及び生活保護に関する市民からの通報の受付窓口としてホットラインを開設します。 [保護課]	社会福祉各法に法的位置付けのない施設の入所者数	963 人（平成 26 年 3 月 1 日） ※条例に基づく届出施設入所者数	不適切な施設入所者 400 人減（平成 26～29 年度累計）
	生活保護ホットラインによる生活困窮者及び不正受給者の発見件数	制度の運用開始	10 件／各年度

事業名・事業概要・所管課	目標指標	現状 (平成 25 年度末)	計画目標 (平成 29 年度末)
健康づくり推進事業 市民の健康寿命の延伸を基本方針とする「さいたま市ヘルスプラン 21 (第 2 次)」に基づき、若い世代からの健康づくりを意識した生活スタイルの獲得や、地域環境や社会資源を活用した健康づくりを重点目標にそれぞれ推進します。 また、国民健康保険加入者を対象に、特定健康診査・特定保健指導を実施し、生活習慣病対策を行います。 これらの取組については「スマートウェルネスさいたま推進ガイドライン」も活用しながら、部局を超えた連携による健康づくりの取組を推進します。 [健康増進課・国民健康保険課・地域保健支援課・企画調整課]	肥満者の割合 (BMI 25 以上)	20～60 歳代男性 24.1% 40～60 歳代女性 15.2% (平成 24 年度)	20～60 歳代男性 20.0%以下 40～60 歳代女性 14.0%以下 (平成 28 年度)
	1 日 1 時間以上歩いている人の割合	男性 34.0% 女性 29.0%	男性 39.0% 女性 33.0%
	各区ウォーキングイベント等の参加者が特典を受けられる健康マイレージ制度	調査	全市域での実施 (平成 28 年度)
	特定健康診査受診率	33.4% (平成 24 年度)	60.0%
	5 がん検診の平均受診率	29% (平成 24 年度)	40%
食育推進事業 5 つの『食べる』として「三食しっかり食べる」「いっしょに楽しく食べる」「確かな目をもって食べる」「まごころに感謝して食べる」「食文化や地の物を伝え合い食べる」目標を掲げ、その達成に向け、市民や各種団体などと行政が協働し、ライフステージの視点も取り入れながら、各種食育推進事業を実施します。 [健康増進課]	食育推進活動に関わる人の割合	4.0% (平成 23 年度)	24.0%
	朝食を食べている人の割合	学齢期 96.0% 成人期 70.2% (平成 23 年度)	学齢期 100% 成人期 75.0%以上
	1 週間のうち朝食または夕食を家族と一緒に食べる回数	学齢期 12.4 回/14 回 成人期 9.5 回/14 回 (平成 23 年度)	学齢期 増加 成人期 10 回以上/14 回
自殺対策推進事業 「さいたま市自殺対策推進計画」に基づき、自殺や心の健康等についての正しい知識の普及啓発、自殺の危険を示すサインに気づき適切な対応を図ることができるゲートキーパーの養成、自殺未遂者や家族等への適切な支援による再度の自殺の防止などに取り組みます。 [健康増進課・こころの健康センター]	人口 10 万人当たり自殺死亡者数	20.6 人/年 (平成 24 年)	16.9 人/年
	ゲートキーパー数	311 人/年度	50 人養成/各年度

第2章第4節

事業名・事業概要・所管課	目標指標	現状 (平成25年度末)	計画目標 (平成29年度末)
ひきこもり対策推進事業（再掲 3章1節） 「ひきこもり相談センター」において、電話・面接・グループ活動・訪問・メールによる相談支援を実施します。 また、回復した当事者やその家族等が(仮称)ひきこもりサポーターとして支援者に加わり、当事者への支援を充実します。 [こころの健康センター]	(仮称) ひきこもりサポーター養成人数	—	40人(平成26～29年度累計)
	(仮称) ひきこもりサポーター派遣事業実施回数	—	100回/年度(平成29年度)
	思春期グループ「コレッタ」実施回数	24回/年度	48回/各年度
地域医療推進事業 患者やその家族が、適正な医療機関の選択や相談ができるよう、医療に関する情報提供や相談事業を充実します。 また、救急医療体制を重層的に整備するほか、地域のかかりつけ医と中核病院による機能連携、機能分担を促進するなど、効率的な医療提供体制を確保します。 [地域医療課]	「医療なび」メニュー別検索件数	19,934件/月	23,000件/月
	「子ども急患電話相談」相談件数	23,612件/年度	27,000件/年度(平成29年度)
新興再興感染症対策事業 これまで経験したことのない新たな感染症の発生や、過去に猛威を振るった感染症の再流行などの健康危機が常に存在していることから、平常時より情報収集・発信できる体制、検査体制を整備し、感染防護具等の資器材の備蓄を計画的に進めること等により、発生時の感染爆発を防ぎ、市民への健康被害を最小限に留めます。 [地域医療課・疾病予防対策課・保健科学課]	抗インフルエンザウイルス薬、感染防護具の備蓄	備蓄保管	備蓄保管
	新興再興感染症の検査	—	検査実施
市立病院施設整備事業 市民に対して、安心で安定した医療の提供の継続と医療機関の強化を図るため、市立病院について、救命救急センター設置を含めた施設の整備(建替え)を進めます。 [病院施設整備室]	市立病院施設整備	基本計画策定	新病院完成(平成30年度末)

事業名・事業概要・所管課	目標指標	現状 (平成25年度末)	計画目標 (平成29年度末)
食の安全確保対策事業 「さいたま市食の安全基本方針」に基づき、食品関連施設の監視指導や食品の検査を充実するとともに、国・地方自治体などとの連携を密にして情報の収集等を行い、市民に対して食品の安全に関する情報提供及び正しい知識の普及啓発を行います。 [食品安全推進課・食品衛生課・生活科学課・食肉衛生検査所]	市民向け意見交換会等の開催回数	4回／年度	4回／各年度
	食品関係営業者の実務講習会受講率	60%	75%
	食品検査における精度管理（規格基準等検査の適正率）	100%	100%
	食肉の衛生検査	140 検体	140 検体
動物愛護推進事業 市民に対して、動物の終生飼養の責務をはじめとする動物愛護精神の醸成を図るとともに、致死処分数のさらなる削減を目指し、センターで管理している動物とのふれあい事業や適正飼養教室の実施等の普及啓発活動を行うなど、犬猫の引取り数の削減、譲渡数の増加、返還数の増加に向けた施策を展開します。 [動物愛護ふれあいセンター]	犬猫の致死処分数	145 頭／年度	110 頭／年度（平成29年度）
	犬猫の引取り数	124 頭／年度	97 頭／年度（平成29年度）

◆関連する個別計画

- ・さいたま市ヘルスプラン 21（第2次）
- ・第2次さいたま市食育推進計画
- ・さいたま市自殺対策推進計画
- ・さいたま市食の安全基本方針
- ・さいたま市第2期保健福祉総合計画〔地域福祉計画〕
- ・さいたま市福祉のまちづくり推進指針
- ・さいたま市国民健康保険特定健康診査等実施計画
- ・さいたま市立病院中期経営計画
- ・さいたま市バリアフリー基本構想

